平成２３年（フ）第７５号
千葉県佐倉市小竹1313番地１
債務者　山崎　重雄
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３号
千葉県木更津市畑沢南２丁目14番25号　チェリータウン畑沢Ｉ番館101号
債務者　小沼　　明
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２９号
岐阜県安八郡神戸町大字前田60番地
債務者　鈴木　直美
１　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
岩手県奥州市水沢区字大橋37番地１　大橋住宅76号
債務者　熊谷　修二
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１１３号
茨城県鉾田市汲上3140番地４
債務者　今泉　文雄（旧姓長澤）
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
茨城県つくば市緑が丘15番地８
債務者　川部　文枝
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
茨城県石岡市国府４丁目３番30号
債務者　石橋　健一
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番１―706号
債務者　林田　國男
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００号
札幌市白石区平和通２丁目南６番２号　中川ハイツ第２―６号
債務者　大山貴由基
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２５号
札幌市西区発寒８条14丁目516番地285　サイレンス・ベラージオ401号
債務者　黒瀧　有抄
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
北海道登別市若山町４丁目２番地43
債務者　近藤真祐美
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
北海道登別市鷲別町３丁目10番地１　鉄原ＡＰ106号室、前住所北海道登別市美園町３丁目43番地１　ドリームスコーポ104
債務者　有井　　恵
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道網走郡大空町女満別西６条３丁目２番22―204号　青葉公住
債務者　中村　由香（旧姓荒川）
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第７号
北海道斜里郡斜里町青葉町34番地５　新望岳団地Ｃ棟406号
債務者　西村イク子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第８号
北海道斜里郡斜里町字豊倉70番地
債務者　長嶋　正樹
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
群馬県富岡市富岡278番地２　メゾンドエスポワール101
債務者　佐藤千恵美（旧姓須賀）
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺636番地１
債務者　中野　茂樹
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７４号
群馬県高崎市矢島町498番地２　山崎コーポ203号
債務者　天宮　達也
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部